

お詫びと訂正

弊社刊行の『ギャンブル等依存症対策士資格認定テキスト』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2024年3月7日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
49 頁	注 8 下から 3 行目	樋口らが作成した②をもとにした	樋口らが作成した③をもとにした	2024/03/07 更新
79 頁	注 6 上から 1 行目	内閣官房長	内閣官房長官	
89 頁	注 3 上から 2 行目	専有離脱物横領	占有離脱物横領	
142 ～ 143 頁	142 頁下から 8 行目 ～ 143 頁上から 5 行目まで	<p>「<u>ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府にギャンブル等依存症対策推進本部を置く</u>」こと、<u>本部長に内閣官房長官を充てることなどが記載されています。</u>内閣府の役割は、<u>国の人事院のホームページによりますと、</u> <u>「各省より一段高い立場から、国政上の重要な施策について企画立案・総合調整等を行っています」</u> https://www.jinji.go.jp/jinji_kanto/saiyou/guide/05naikakufu.pdf <u>とされています。</u>このことから、<u>ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することについての国の本気度がわかるか</u>と思います。このように、</p>	<p><u>ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を置くこと、本部長に内閣官房長官を充てることなどが記載されています。</u>このように、<u>内閣に推進本部を置くこと</u>で、IR 推進法の附帯決議に示された「関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化する」という理念を実現しようとしているのです。</p>	

		<p><u>内閣府に推進本部を置く</u> <u>ことで、</u>IR 推進法の附帯 決議に示された「関係省庁 が十分連携して包括的な 取組を構築し、強化する」 という理念を実現しよう としているのです。</p>		
--	--	--	--	--